



- : 単位区画(10m×10m=100㎡)
- : 対象地
- : 筆境界
- : 今回指定される形質変更時要届出区域
- : 形質変更時要届出区域 (届指-72号)

起点名	起点の設定	格子の回転角度
起点A	淀川区十八条二丁目312番1の最北端とした。	敷地の最北端(真北)を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を右に77° 0' 0"回転させて得られる線により、対象地を単位区画に区分した。
起点B	淀川区十八条二丁目316番1の最北端とした。	敷地の最北端(真北)を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を右に3° 0' 0"回転させて得られる線により、対象地を単位区画に区分した。
起点C	淀川区十八条二丁目312番3の最北端とした。	敷地の最北端(真北)を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を右に77° 0' 0"回転させて得られる線により、対象地を単位区画に区分した。
起点D	淀川区十八条二丁目316番19の最北端とした。	敷地の最北端(真北)を起点として、東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線を右に3° 0' 0"回転させて得られる線により、対象地を単位区画に区分した。